

# 神奈川県小規模事業者支援推進事業費補助金

## 1 事業の内容

「企業経営の未病CHECKシート」により販路開拓や業務効率化に将来リスクがあることが分かった小規模事業者を対象として、販路開拓や生産性向上に取り組む費用の一部を県が補助します。

## 2 補助対象となる事業者

神奈川県内に補助の対象となる事業を実施する事業所を有する「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）」第2条に規定する小規模事業者<sup>※1</sup>。

業種分類 <sup>※2</sup>	常時使用する従業員数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※1 次のいずれかに該当する者は「みなし大企業」として、本事業の補助対象外とします。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している小規模事業者
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している小規模事業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている小規模事業者

※2 業種分類は、日本標準産業分類に基づきます。

## 3 補助対象事業及び補助率等

(1) 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

区分	内容	取組事例	補助率	補助上限額
①販路開拓事業	経営計画書・補助事業計画書に基づき実施する商品・サービスの販路開拓のための事業	・広報強化事業（ホームページの作成・更新、チラシ・DMの配布等） ・新商品・サービスの開発 ・店舗改装 等	補助対象経費の2/3以内	50万円
②生産性向上事業	経営計画書・補助事業計画書に基づき実施する生産性向上や業務効率化のための事業	・IT及びIoTシステムの導入（倉庫管理システム、労務管理システム、経理ソフト等） 等		
③広報強化事業	経営計画書・補助事業計画書に基づいた商品・サービスの広報を目的として行う事業	・ホームページの作成・更新 ・チラシ・DMの配布 ・広告の掲載 ・看板の作成・設置 ※上記4の取組のみが補助対象		25万円

(2) ①の事業と②の事業は合わせて申請することもできますが、補助上限額は2つの事業合計で50万円になります。なお、③の事業は、①、②の事業と合わせて申請することはできません。

(3) 補助対象経費が30万円の場合は、その2/3の20万円を補助します。また、補助対象経費が90万円の場合は、その2/3は60万円となりますが、①、②の事業の場合は補助上限額である50万円の補助、③の事業の場合は補助上限額である25万円の補助となります。

(4) ③の事業については、これまでに国の小規模事業者持続化補助金に採択されたことがない小規模事業者には加点があります。なお、③の事業の取組は、補助上限額が50万円の①の事業でも申請可能ですが、その場合は加点がありません。

## 4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

区分	対象経費
①販路開拓事業	機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入
②生産性向上事業	費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費、外注費
③広報強化事業	広報費、旅費、資料購入費、雑役務費、委託費

(1) 消費税及び地方消費税は対象となりません。

(2) パソコン、プリンター、事務机等の補助事業以外にも使用する汎用品や、事務用品等の消耗品は補助対象となりません。

## 5 申請要件

(1) 「企業経営の未病CHECKシート」を実施した結果、販路開拓や業務効率化に将来リスクがあること。

(2) 商工会・商工会議所の助言等を受けて「経営計画書・補助事業計画書」を作成すること。

(3) 県税の未納がないこと。

## 6 申請について

公募期間	令和元年7月19日(金)～8月30日(金)
商工会・商工会議所への依頼期限※	令和元年8月23日(金)
申請方法	申請書類を県へ郵送(8月30日(金)消印有効)

※申請書類のうち、「事業支援計画書」は、期限までに商工会・商工会議所に作成・交付の依頼をしていただく必要があります。なお、商工会・商工会議所への依頼は、「経営計画書・補助事業計画書」等の申請書類一式(写)を必ず申請者又は従業員が持参して行ってください。

## 7 採択について

一定の審査基準に基づき審査を行った上で、採択審査委員会において補助金の交付事業者を決定します。

## 8 補助金の交付決定～交付について

審査の結果、補助金の交付が決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外の事業者には「不交付決定通知書」を郵送します。補助金は、交付決定日から令和2年2月7日(金)までに行った事業が対象です。交付決定前に発注、契約したもの、2月8日(土)以降に支払をしたものなどは補助対象外となります。補助事業完了後に、実績報告書等を県に提出してください。書類の審査によって適正に補助事業が行われたことが確認されたときのみ、補助金を交付します。

## 9 売上高などの県への報告について

売上高、売上総利益、経常利益(個人事業主の場合は当期所得)を県へ5年間報告していただきます。

## 10 商工会・商工会議所からの指導について

事業実施期間内に、商工会・商工会議所の経営指導員(経営支援担当職員含む)の指導を1回以上受ける必要があります。

### 申請・問合せ先

◆お問合わせ先 川崎商工会議所 中小企業振興部

本部・川崎支所 TEL: 044-211-4114 幸支所 TEL: 044-555-0301 中原支所 TEL: 044-433-7755

高津支所 TEL: 044-811-2804 宮前支所 TEL: 044-852-5858

多摩支所 TEL: 044-932-1100 麻生支所 TEL: 044-952-1191

◎神奈川県産業労働局中小企業部 中小企業支援課団体指導グループ(申請書類の提出先)

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話: 045-210-5553(直通)

URL: [http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/miby/shokibohojyo\\_koubo](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/miby/shokibohojyo_koubo)